

# 京都市伏見区醍醐柿原住宅地区建築協定

## 建築協定区域

京都市伏見区醍醐柿原町，同区廻り戸町，同区大畑町，同区大高町，同区北端山の各一部

## 運営委員会連絡先

電話 075 - -

※ 確認申請提出前に運営委員会の承諾を受けて下さい。

## 協定内容（協定書より抜粋）

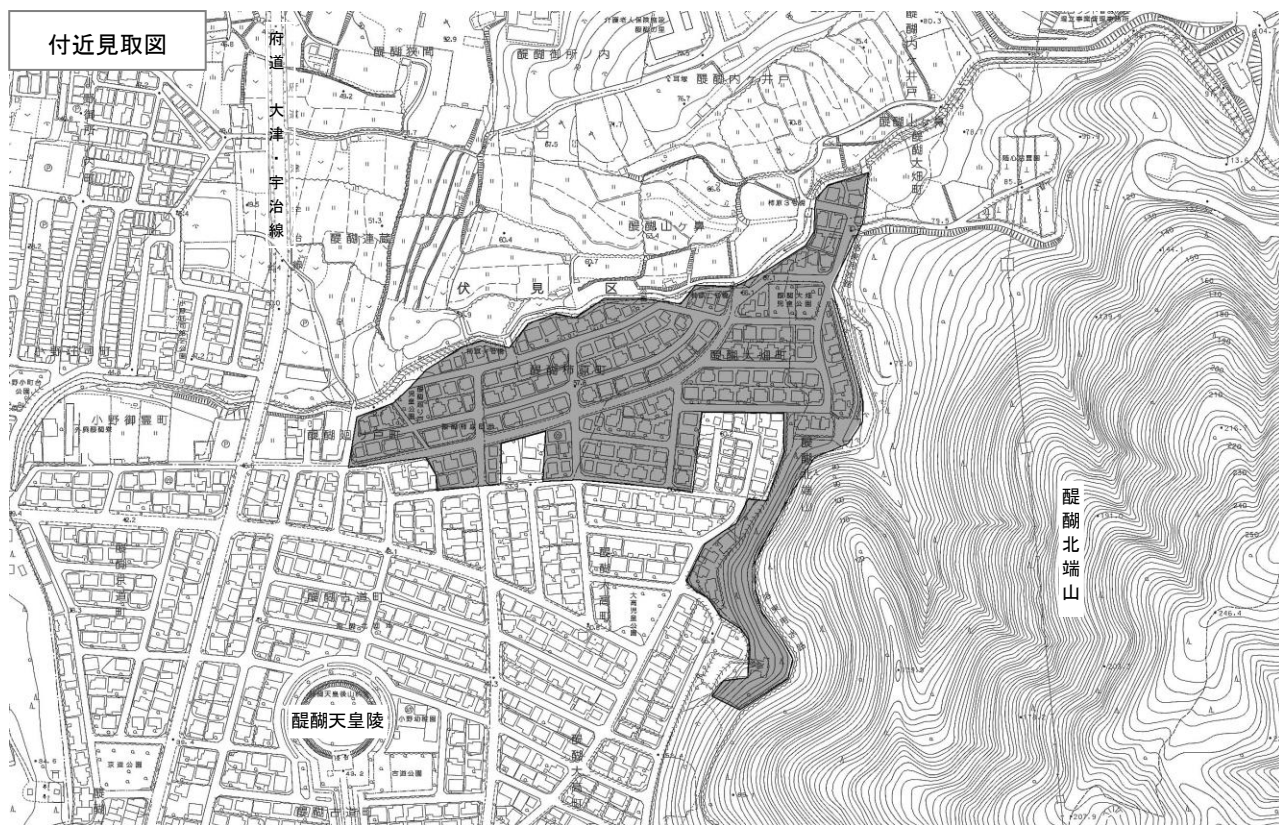
### ■目的

第1条 本協定は、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）及び京都市建築協定条例（昭和47年条例第18号）の規定に基づき、本協定第3条に定める区域（以下「協定区域」という。）内における建築物の用途及び形態に関する基準を協定し、住宅地としての良好な環境を高度に維持増進することを目的とする。

### ■建築物等の制限

第6条 協定区域内の建築物の用途及び形態は、次の各号に定める基準によらなければならない。

- (1) 建築物の用途は個人専用住宅とする。ただし、運営委員会が環境上支障ないと認めたものはこの限りでない。
- (2) 建築物の地上階数は1又は2とする。



京都市伏見区醍醐柿原住宅地区建築協定区域図

